

第三回宜野湾村議會(定期)會議錄(十二月)

一日 時 一九五八年六月十四日 自午前十時四十七分
至午後四時五十分

一場所 宜野灣村議會之議室

一議事日程

議事日程第四年一

日程第一 議事才五年

日程第二 議事才十年一

日程第三 議事才六年一

一出席議員 一七名

番号 姓 名 香号 姓 名 香号 姓 名

一 番 化嘉 森康 九番 宮城弘 十五番 仲村云栄

二 番 金城盛徳 十番 宮城邦彦 十六番 島袋清宗

三 番 知念賀英 十一番 天久盛光 十七番 佐喜眞盛注

四 番 枝原云貞 十二番 伊波武 十八番 仲本貞龜

五 番 泉水朝云 十三番 安坐良輔 十九番 伊波清秀

六 番 長澤局輝 十四番 島袋全正

七 番 一欠席議員 一名

一欠員 二名

一議事 (議決の要)

議卡 出欠席の報告と口付

	八番 内向安三郎
一欠員	二名

	八番 内向安三郎
一欠員	二名

出席者一七名　欠席一名

議長　市町村自治法第五十三条の規程により議會成立前に
ます。第第三回定期議會（六月十日開會）を再開

致します。

議長　（午前十時四十七分）

日程の報告を致します。

ノ　日程第一　議事計五年　一九五七年度宣館渾村
歳入歳出決算認定ドリンクを上提致します。

サ　起立

（午前十一時）

議長　再開致します。（午前十一時三十分）

議長　第二讀會に移ります。

十番　本日は三十算・決算より監査負ひもり申上
議員、でもあるの、監査の結果を傍報生じ
申し上げます。

諸帳簿及訳憑書類並びに金庫等總て符合
し聊も不都合の無い事を認めます。

唯歳入面にあり、会計年度内未消額が

大きい、特に興行税が悪く、又雇用料

等は村財産ありの收入でなり、原則にしてこう

その都度庶務して戴き度ることを要望申し上げ

本員は此の議事と原案通り承認するに

替戍するものと存ります。

議長 外に傍聴意見はございませんが、

「得意見はね」ありますのであります。第二讀會は

終決致します。

「十 表決に移ります。

議長 原案通り承認可決することに終り満了させんが、

「異議なし」と呼ぶを以て

では議事第五年一九五七年度宜蘭村歲入歲出

決算書に附し原案通り認定可決致します。

議長 日暮オニ議事第十一年宜蘭村報酬及び費用

辨償額並びにその支給方法を定める條例の一項

を改訂する條例を附議致します。

一時休憩を致します。（午前十一時五十五分）

再開致します。（午前零時二十分）

大番 本案は専に議員の報酬にも關係する案件

でその額にありても増額に及ばずるが最も高

限度を示したのナマヨリノアラ瀆會正省署

して（タ取終確定議付とドリと言フ）勅諭を

提出致します。

「議員会」と呼ぶよりアリ

唯今大會議員アリ一讀會を省略シテ

最終確定議に附となりヒク勧説が提出され

勧説は成立致して居りますが左様取リ計フ

よろしくごぞいませり。

「議員会」と呼ぶモウアリ

では各員議が口上ナリテナリますので最終

確定議に附すニトニシテシテ

表決に移リます

原案通り可決決定してよろしくごぞりますが

要議案として呼ぶモウアリ

では議事第十年 宜野湾村報酬及費用用

辨償の額並びにその支給方法を定めた條例

の一部を改正する條例第十二原案通り

可決決定致します

一時休憩をして一晩食を取りたつと退ひます

一時休憩致します (午後零時五十分)

議長 写用致します。 (午後二時四十分)

議長 日程十三議案オ大早一九三九年度宜野湾村

歳入歳出予算皮下を議題といたします。

議長 一時休憩を取ります (午後二時四十五分)

議長	「議員会」と呼ぶモウアリ
議長	唯今大會議員アリ一讀會を省略シテ
議長	最終確定議に附となりヒク勧説が提出され
議長	勧説は成立致して居りますが左様取リ計フ
議長	よろしくごぞいませり。
議長	「議員会」と呼ぶモウアリ
議長	では各員議が口上ナリテナリますので最終
議長	確定議に附すニトニシテシテ
議長	表決に移ります
議長	原案通り可決決定してよろしくごぞりますが
議長	要議案として呼ぶモウアリ
議長	では議事第十年 宜野湾村報酬及費用用
議長	辨償の額並びにその支給方法を定めた條例
議長	の一部を改正する條例第十二原案通り
議長	可決決定致します
議長	一時休憩をして一晩食を取りたつと退ひます
議長	一時休憩致します (午後零時五十分)
議長	写用致します。 (午後二時四十分)
議長	日程十三議案オ大早一九三九年度宜野湾村
議長	歳入歳出予算皮下を議題といたします。
議長	一時休憩を取ります (午後二時四十五分)

東京

○

議長

雨開改事

(平成四時半十分)

大番 本案は尙研究核訂を要すると思われます
の、一休會して日を更め一審満したが
と思ひます。

全員

審議なしと呼ぶも可り

議長

唯今大番満員より休會して日を更め一

全員

審議なしと呼ぶ

議長

審議なしと呼ぶ

議長

全員審議なしと呼ぶ

議長

全員審議なしと呼ぶ

一番

六月三十日午前十時より開會したと思

議長

審議なしと呼ぶ

議長

審議なしと呼ぶ

議長

次の開會日時は六月三十日午前十時

議長

と決定致しました。

卷之六

では今日の日程は全部終了致し
まじめに、次の南洋へ向むく一時休憩

講
大

散會 (午後三時五十五分)

講
長
改
め
散
會
改
め
（
平
成
5
年
3
月
5
日
午
後
1
時
休
會
終
了
改
し
ま
す
）